协和トピックス

第 12 号

平成17年11月

協 和 会 計 グ ル ー プ 東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 TEL03-3241-4978 (株) FAX03-3246-0068

E-mail: CPAKYOWA@aol.com

office@cpakyowa.co.jp

今回のテーマは、新会社法です。

平成18年5月(予定)からスタートする新しい法律ですが、改正が多岐に 亘るため今回は第1段として中小企業にとって重要と思われる点についてご説 明いたします。詳しい内容、ご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下 さい。

1. 新 会 社 法 と は ?

これまで、商法・有限会社法などバラバラであった<u>会社の法律</u>が「会社法」として一本化される。内容も現代の経済情勢に合致したものとなっている。

2. 新 会 社 法 の 特 徴

- ・起業が簡単になる
- ·M&Aが柔軟になる
- ・合同会社(L L C)が新設される
- ・会計参与制度が新設される
- ・条文が読みやすくなる

3. 有限会社が廃止?

新会社法がスタートしたら<u>新たに</u>有限会社をつくることは不可能になる。ただし、既存の有限会社が強制的に廃止されることはない。今まで通り、有限会社という文言を商号に使うことも出来る。

- <有限会社のメリット>
- ①役員の任期が長い
 - (株式会社)取締役2年、監査役4年 ただし、最長10年まで延ばすこと が可能
 - (有限会社) <u>任期なし</u> 変更登記手続き、費用が不要
- ②歴史ある会社ということで希少価値?
- ※ 有限会社の設立は、来年4月(新会社 法施行前)まで!

4. 株式会社になりたい時は 定款変更により商号を「有限会社」から「株式会社」に変更し、有限会社の解 散登記と株式会社の設立登記を同時に行 うことにより「株式会社」に移行出来る。

5. 最低資本金制度は撤廃

最低資本金の規制が撤廃されたことにより、いわゆる1円会社の設立が可能になった。特例措置でもなく、恒久的に認められる。

※ 最低資本金制度がなくなるため、「無 償減資」をして累積赤字を減らせる!

- 6. 取 締 役 1 名 で O K! 「株式譲渡制限会社」であれば、会社の機関を自由に選べる。
- ① 取締役1名でOK! (ただし、取締役 会を置く場合は3名必要)
- ② 取締役会を置かなくても良い
- ③ 監査役も不要(ただし、取締役会を 置く場合は必要)
- ④ 取締役の資格を株主に限定できる
- ⑤ 取締役、監査役の任期を定款で最長 10年まで延ばせる
- 7. 会 計 参 与 と は ? 取締役や監査役といった会社の機関の

一つとして、「会計参与」という機関が 新設され、税理士(税理士法人)、公認 会計士(監査法人)という会計の専門家 のみがなることが出来る。設置は会社の 任意。ただし、登記事項。

職務は、決算書について、

- ①取締役との共同作成
- ②株主総会での報告・説明
- ③会社とは別に5年間の保存
- ④株主・債権者から請求があれば開示 に応じる
- 8. 類似商号規制の廃止

同一地域で類似した商号会社の設立が 可能になった。類似商号規制が撤廃されれば、同一の営業か否かの審査も必要な くなるため、登記実務について「会社の 目的」について、現状よりは包括的な記載が認められると思われる。

9. 「L L P」って何?

株式会社と民法上の組合の長所をあわせ持つ新しい事業体。ただし、「会社法」 の枠組みではない!

(特徴)

① 有限責任

出資者は、出資した金額の範囲までし か責任を負わない。

- ② 内部自治の徹底
- 組織の内部ルールが法律によって細かく定められるのではなく、組合員同士の話し合いで決定できる。
- ・出資額の比率とは関係なく「損益・権限」の分配ができる。

- ・取締役などの会社の機関を設置しなくてよく、内部組織を柔軟に作れる。
- ③ 組合員課税

LLPの事業で生じた利益は、LLP という事業体の段階では法人税は課税されず、利益が分配された先の各組合員に 課税される。

- ※ LLP契約の締結→出資金の払い込み→組合契約の登記、という手続きによってLLPは比較的簡単につくれる
- 10. 合同会社(日本版LLC)とは? 株式会社、合資会社、合名会社と並ぶ 「会社組織」の一形態。

(特徴)

- ① 有限責任
- ② 内部自治の徹底

<LLPとの違い>

- ① 合同会社には法人格があるため、法 人課税が行われる。
- ② 合同会社は1人でもつくれる。LL Pは、出資者が最低2人必要。
- ③ 合同会社は、他の会社組織に組織変更できる。LLPは、民法上の組合に組織変更できる。

11. 会 社 設 立 費 用

① L L P 登録免許税

登録免許税 6万円

②合同会社

登録免許税 6万円

印紙税

4万円

③株式会社

登録免許税 15万円

印紙税 4万円

定款認証費用 5万円

協和監查法人税理士法人協和会計事務所株式会社協和心学和沙斯心》

証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザリーサービスを提供します。

税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。

証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。

"経理部丸ごと引受けもOK!"